

「フェニトロチオン」「イソメタミジウム」「クロサンテル」「クロルプロマジン」「ジエチルスチルベストロール」「ジクラズリル」「ジメトリダゾール」「トリクラベンダゾール」「メトロニダゾール」及び「ロニダゾール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

#### 記

1. フェニトロチオン（農薬及び動物用医薬品）
2. イソメタミジウム（動物用医薬品）
3. クロサンテル（動物用医薬品）
4. クロルプロマジン（動物用医薬品）
5. ジエチルスチルベストロール（動物用医薬品）
6. ジクラズリル（動物用医薬品）
7. ジメトリダゾール（動物用医薬品）
8. トリクラベンダゾール（動物用医薬品）
9. メトロニダゾール（動物用医薬品）
10. ロニダゾール（動物用医薬品）

## フェニトロチオン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

※ **魚介類への基準値設定**に係る評価について、平成 22 年 9 月 24 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あて依頼しているところ。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェニトロチオン(Fenitrothion)	
構造式		
用途	殺虫剤（農薬、動物用医薬品）	
作用機構	<p>有機リン系の殺虫剤である。 昆虫内に入った後、酵素の働きで MEP-オキソンとなり、コリンエステラーゼと結合することで活性を失わせ、正常な神経伝達機能を阻害することで、殺虫効果を示すものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>【農薬】登録がなされている。 適用作物：稲（ニカメイチュウ等）、大豆（マシンクイガ等）、ばれいしょ（アブラムシ類等）、りんご（アブラムシ類等）等 使用方法：散布</p> <p>【動物用医薬品】承認されている。 適用対象：畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫（ハエ、カ、アブ）の駆除 家畜・家禽の外部寄生虫（マダニ、シラミ等）の駆除 使用方法：畜体外散布、皮膚投与</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.006 mg/kg 体重/day
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	大豆、りんご等
	諸外国	E U 基 準：びわ、スパイス類等 豪 州 基 準：穀類、野菜類、果実類等 ニュージーランド基準：穀類
食品安全委員会での評価等	評価中（初回）	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## イソメタミジウム

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	イソメタミジウム(Isometamidium)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	詳細な作用機序は明らかでないが、トリパノソーマに駆除効果を示す。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.1 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## クロサンテル

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロサンテル(Closantel)	
構造式	<p>The chemical structure shows a central benzimidazole ring linked via its nitrogen atom to a carbonyl group (C=O). This carbonyl group is further linked to an amide group (-NH-CH2-). The amide group is attached to a 4-methylphenyl group (a benzene ring with a methyl group at position 4). The imidazole ring is substituted with two chlorine atoms at positions 2 and 5.</p>	
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	詳細な作用機序は明らかでないが、肝吸虫、吸血性線虫等に駆除効果を示す。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛等
	諸外国	EU基準:牛等 豪州基準:牛等 ニュージーランド基準:牛等
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## クロルプロマジン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルプロマジン (Chlorpromazine)	
構造式	<p>The chemical structure shows a central nitrogen atom bonded to a dimethylaminogroup (<math>\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{N}(\text{CH}_3)_2</math>) and a phenothiazine ring system. The phenothiazine ring has a chlorine atom at position 2 and a double bond between positions 1 and 2.</p>	
用途	鎮静剤	
作用機構	<p>フェノチアジン系の鎮静剤である。 ドーパミン受容体を遮断することにより、作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADIの評価はされていない
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## ジエチルスチルベストロール

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジエチルスチルベストロール(Diethylstilbestrol)	
構造式		
用途	ホルモン剤	
作用機構	女性ホルモン様作用を示すほか、家畜において肥育促進の効果がある。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADIの評価はされていない
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

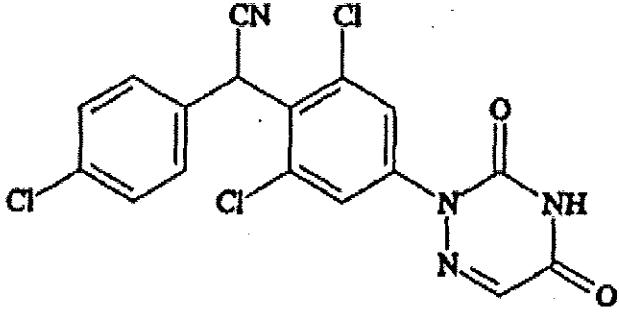
JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## ジクラズリル

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジクラズリル(Diclazuril)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	詳細な作用機序は明らかでないが、コクシジウムに駆除効果を示す。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	鶏等
	諸外国	米国基準: 鶏等 カナダ基準: 鶏等
食品安全委員会での評価等	初回	

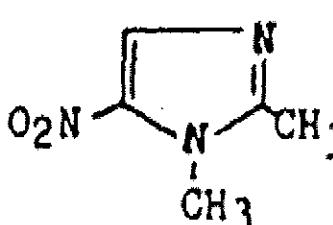
JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## ジメトリダゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジメトリダゾール(Dimetridazole)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	詳細な作用機序は明らかでないが、ヒストモナスに駆除効果を示す。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADIの評価はされていない
	国際基準	なし
	諸外国	ニュージーランド基準:豚
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## トリクラベンダゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	トリクラベンダゾール(Triclabendazole)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	ベンゾイミダゾール系の寄生虫駆除剤である。 詳細な作用機序は明らかでないが、肝蛭等に駆除効果を示す。	
日本における登録状況(食用)	承認されている。 対象動物:牛	
使用方法:強制経口投与		
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.003 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛等
	諸外国	EU基準:牛等 豪州基準:牛等 ニュージーランド基準:牛等
食品安全委員会での評価等	初回	

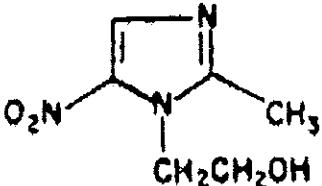
JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## メトロニダゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	メトロニダゾール(Metronidazole)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	DNAらせん構造を不安定化させ、DNA合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADIの評価はされていない
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## ロニダゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ロニダゾール(Ronidazole)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	詳細な作用機序は明らかでないが、ヒストモナスに駆除効果を示す。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADIの評価はされていない
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議